

施策評価シート【重点施策】

個別施策 - (1)

若い世代の結婚・出産を支援する

基本的な方向性

結婚や出産の希望をかなえるために、経済的・精神的な安定を支援し、若いうちに子どもを産み育てることができるようにするとともに、乳幼児を持つ家庭への訪問、産前・産後の育児・家事支援、相談事業など、妊娠・出産・育児期における不安の軽減を図り、切れ目のない支援を行います。また、誰もが仕事と生活の調和のとれた働き方ができる社会に向けた取組を進めます。

重要業績評価指標 (KPI)

指標名	単位	実績値					5年度 目標値
		改訂計画 策定時	2年度	3年度	4年度	5年度	
乳児家庭全戸訪問の訪問率【年間】	%	96.1	95.3				97.0
産科・小児科（周産期）の救急当番実施率	%	100	100				100
妊婦健診の受診率【年間】	%	95.9	88.6				98.0
子育て世代包括支援センターの利用者数【年間】	人	2,531	2,262				3,244
6歳未満の子どもを育てている夫婦世帯における、1日当たりの夫の家事参加時間（平日）	分	116	-				170

令和2年度は、男女共同参画に関する市民意識調査を実施していないため、実績値はありません。

施策の推進に向けた主な取組の「成果」

「妊婦・乳幼児の健診、各種相談・教室など親子への支援」

新型コロナウイルス感染症の影響により、健診や訪問控え等の傾向もみられましたが、電話や資料送付等臨機応変に対処し、不安の軽減に努めました。また、医療機関との連絡を密に行うことで産後うつや育児不安の予防に努めました。

「就職に向けた活動の支援や働き方改革に取り組む企業への支援」

合同就職面接会の開催や若者を対象とした就活応援相談、パソコン講座等を関係団体との共催により実施しました。また、働きやすい職場環境づくりに努めるイクボス宣言企業への支援として、企業立地促進補助金に上乘せして助成しました。

コロナ危機においてより重要となる働き方改革や健康経営に関する講演やイクボス企業

による事例発表会を開催することで、市内事業所にイクボスを広め、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進を図りました。

イクボス宣言登録企業であることを評価項目にした総合評価方式の入札を運用しました。

「周産期医療の体制維持と継続実施」

平塚・中郡地域で産科・小児科の二次救急を扱う唯一の病院として、産科・小児科の救急患者を受け入れ、安心して子どもを産み育てることができる環境整備に貢献しました。

「産前・産後ヘルパーによる育児・家事支援の実施」

コロナ危機において、里帰りを控えたり、外国人の方が出産のため帰国を断念したり、支援する方がいない状況がありました。また、精神疾患など心身の不調等のため育児や家事を行うことが困難な方などに対し、産前・産後ヘルパーを派遣し、身体的又は精神的な負担の軽減を図りました。

「結婚・妊娠・出産を希望する人に対する支援」

特定不妊治療費助成事業を拡充し、不育症治療に対する助成事業も始めました。

施策を推進する上での「課題」	課題解決を図るための「取組方針」
<p>「妊婦・乳幼児の健診、各種相談・教室など親子への支援」</p> <p>対面の相談や訪問を苦手を感じる親が増えていることや、感染防止対策を講じる必要があります。</p>	<p>「妊婦・乳幼児の健診、各種相談・教室など親子への支援」</p> <p>在宅で気軽に面談や相談ができるよう、非対面型のビデオ通話システム等の環境を整えます。</p>
<p>「就職に向けた活動の支援や働き方改革に取り組む企業への支援」</p> <p>求職者のニーズに合わせた支援内容と周知方法の検討、コロナ危機の時代に必要な企業への支援を実施していく必要があります。</p>	<p>「就職に向けた活動の支援や働き方改革に取り組む企業への支援」</p> <p>若者や女性の就労に向けた就労相談やセミナー及び企業向けの働き方セミナーを開催するとともに、新しい生活様式に対応した働き方や業務効率化に繋がる支援を行います。</p>
<p>コロナ危機における企業等への周知啓発方法を検討するとともに、男女が共に活躍できる社会の実現に向け、男女共同参画意識の向上を図る必要があります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対策としてオンライン等による周知啓発を実施するとともに、見直しを行った「ひらつか男女共同参画プラン2017」に基づき支援</p>

イクボス宣言登録企業であることを評価項目とする制度について、適正に運用することが必要です。

「周産期医療の体制維持と継続実施」
採算性の確保が困難な部門とされているため、安定した病院経営を継続すること必要です。また、医師不足の中で、休日・夜間診療所や地域の医療機関との適切な役割分担が必要です。

「産前・産後ヘルパーによる育児・家事支援の実施」
妊娠中及び出産後に育児不安や心身の不調等ありますが、感染防止の観点から、家に人を入れない傾向があります。感染症対策を取り、ヘルパーを派遣し、身体的又は精神的な負担の軽減を図る必要があります。

「結婚・妊娠・出産を希望する人に対する支援」
国が特定不妊治療を保険適用とする方向で動いているため、助成の在り方を検討する必要があります。

します。

イクボス宣言登録企業への評価項目の運用を継続します。

「周産期医療の体制維持と継続実施」
安定した病院経営のため、医師の確保や地域との適切な役割分担に努めます。

「産前・産後ヘルパーによる育児・家事支援の実施」
新型コロナウイルス感染拡大のため、自粛等で利用を控えている傾向があるので、Web や窓口などで継続して周知していきます。

「結婚・妊娠・出産を希望する人に対する支援」
今後の国の動向を注視し、神奈川県の特定制療支援事業との連携を図っていきます。

関連する【取組】と（事業）

【就職に向けた活動の支援】（就労支援事業）

【出産を希望する人に対する支援】（母子保健事業）

【産前・産後ヘルパーによる育児・家事支援の実施】（母子保健事業）

【周産期医療の体制維持・継続実施】（産科・小児科二次救急実施事業）

【妊婦・乳幼児の健診、各種相談・教室など親子への支援】（母子保健事業）

【働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む企業への支援】（男女共同参画推進事業）
（労働セミナー事業）（総合評価入札事業）（企業立地等促進事業）

【男性の家事・育児への参加促進のための支援】（母子保健事業）（多様な学習推進事業）